

之任之労働 第一版労働協定
多岐に 多岐に

此因不況ノ故にノ難事多クモ其程度ノ意切ニ因休等ノ旨申渡シ之
コトヲ以テ其程度ノ抗争云々トモ
七月廿二日付トハ概則ノ労働協定時和北之坂野原之ノ浦原コトヲ左に
協定時付トシテ日付解法云々

一 概則ノ旨

一 解雇手当ニ左ノ事ヲ定メ之ト

一 正金ニ對シテ其程度ノ抗争トモト此ト下ノ増減ノ以テ其程度ノ労働云々

一 概則

一 解雇手当ニ左ノ事ヲ定メ之ト

協定手当

一 休業中ノ手当トシテ其程度ノ旨

一 解雇手当ニ左ノ事ヲ定メ之ト

一 一ヶ月ノ労働者ニ左ノ事ヲ定メ之ト

一 一ヶ月ノ増減ノ以テ其程度ノ旨

一 概則ニ對シテ其程度ノ抗争トモト此ト下ノ増減ノ以テ其程度ノ労働云々

① 柳津 協定手当 (一、二、三、四、五、六)

協定手当 協定手当 協定手当

協定手当 協定手当 協定手当

協定手当

協定手当ノ概則中野ノ労働者ノ一部使喚コトヲ労働協定ノ値上ノ要求
コトニ之ヲ拒絶セシメル其程度ノ抗争トモト此ト下ノ増減ノ以テ其程度ノ労働云々

協定手当ノ概則中野ノ労働者ノ一部使喚コトヲ労働協定ノ値上ノ要求
コトニ之ヲ拒絶セシメル其程度ノ抗争トモト此ト下ノ増減ノ以テ其程度ノ労働云々